

【6月12日健康福祉委員会】

○委員長

次に、包括的支援体制構築に向けた健康福祉センターの今後の展開について（中間報告）を議題といたします。

本件について、理事者より追加の説明はありますでしょうか。

○健康推進課長

ポイントと、ちょっと追加の情報がございますので、補足のご説明を含めて説明させていただきますと思います。

資料の6番になりますが、まずこちら、項番の1に関しては検討開始の理由を簡単にまとめております。子育ての部分では切れ目のない支援です。精神保健の分野の対応について、今窓口部分、体制面で課題が出てきておりますため、それを対応するための動き出しがスタートしております。

項番の2になりますが、こちらが2段落目、「また」以後の部分がポイントとなりますが、昨年の6月に公布されました児童福祉法の改正に関しまして、その中で、こども家庭センターという新しい概念が提示されました。こちらは、この概念に沿った体制を、努力義務ではございますが、来年の4月までに整えるよう示されているところでございます。ここで示されているこども家庭センターなんですけど、名称が当区の子ども家庭総合支援センターと少し似ている部分がございますが、別の概念となりますので、ご了承いただければと思います。国の傾向といたしましては、最近こうしたセンターという言葉を使う表現手法が最近多いのが傾向となっております。

資料に戻りますが、区としては、児童と母子、こちらの連携支援をしているところではございますけれども、さらによいものにしていきたいので、体制の再構築も見据えながら、在り方を今検討しているところでございます。

項番の3は、現状と課題になります。

こちらは4つに整理しています。1つ目が、（1）切れ目のない子育て支援の充実になります。

そして、次のページに移っていただいて、2つ目になりますが、児童福祉法等の改正やこども家庭庁の創設の動きになります。この項目、ちょっと下のほう、下から2行目をご覧くださいまして、検討に当たっては、こども家庭庁の展開する施策に十分留意するとさせてもらっておりますが、現時点で把握している情報といたしましては、今年の夏に、こども家庭センター運用指針、ガイドラインといったものが国のほうから各自治体向けに出る予定となっております。板橋区としては、少し先回りしながら検討を進めている状況となります。

続いて3つ目、項番（3）になりますが、精神保健分野における現状です。

少し細かい話になりますがけれども、健福センターでは、精神障害の手帳の交付、併せて自立支援医療の医療費の助成窓口になっております。3行目以降に現状の実績を

数値でご説明しております。おおむね10年前と比べると、かなり2倍近い割合で増えている状況でございます。同様に自立支援医療、精神通院についても、10年前は9,551件であったものが、令和3年には1万7,000件を超えまして1.82倍になっております。

今、このような形で対象者が増えている状況なんですが、サービス体制の課題として、健福センターは手帳の交付であったり精神保健の相談窓口を担っている一方で、福祉事務所のほうでは日常生活支援の福祉サービスの利用する窓口を担っております。区民の方にとって、今手続の内容に応じて窓口の使い分けが必要な状況になっておりますので、ここを始点に利便性の向上というのを進めてまいりたいと思っております。

項番の4になりますが、これは以上を踏まえた検討の方向性になります。

福祉部と同様に柱立てで示しておりますが、2本柱で健福の場合は示しております。

柱1、目指すところは切れ目のない子育て支援の充実になります。

中央の段落、「しかしながら」の辺りをご覧くださいんですが、今新たに国から出ているこども家庭センター、これが体制整備が努力義務となっております。具体的には、健康生きがい部が行っています母子保健、子ども家庭部のほうが担っている児童福祉のさらなる連携強化というものが必要になっています。

健福センターのほうでは、地域保健を担う施設として、そして区民の健康を維持する機能に加えまして、国が求めているこうしたこども家庭センターの一翼を担っているような機能の充実を図っていきたいと考えております。こうした体制づくりに動いているところでございます。

柱の2で示すところは、障がい者支援、障がい者への一貫した支援、これができる体制の整備ということで、今は保健と福祉を担う部門、それぞれ独立した立場で障がい者支援を行っております。ここをサービス向上、見直していきたいと思っております。窓口の明確化であったり、利便性の向上、そういった視点から体制のほうを構築していきたいと考えております。

最後、項番の5になりますが、先ほどの福祉事務所の説明と同様、今回委員会で中間報告を行い、最終報告として11月の閉会中委員会での報告を目指しております。今回は中間の報告ということで、課題の整理をお示しするような状況となっております。

説明のほうは以上となります。よろしく願いいたします。

○委員長

本件について質疑のある方は挙手願います。

○田中しゅんすけ

4年ぶりの健康福祉委員会なので、すみません。初歩的なことをご質問してしまうかもしれませんが、ご容赦ください。

ちょっと2点お聞かせください。健康福祉センターにおける現状と課題というところで、現在は3保健所だったのが1保健所と。それから、健康福祉センター5か所の

体制になっていますけれども、先ほどの福祉事務所は1か所に向けて統合していくということで整備を進めているんですけれども、健康福祉センターに関しては、このまま5か所で運営していくというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○健康推進課長

少し結論から申し上げさせてもらおうと、5か所の体制で進めさせていただきたいと考えております。

少し背景、歴史を振り返る形にはなってしまうんですけれども、平成9年に、都道府県のほうから母子保健サービスというものが移管されてきたという歴史がございます。それで、都市部については、都市の特性を生かしつつ、人口規模に応じたいいわゆる健康福祉センター、法律上、市町村保健センターというんですけれども、それを設置をやっていきたいと思いますという話が示されました。これは市町村の保健センターで、複数設置することを意味している内容にはなるんですけれども、その前に大きな保健所に関しましては、所管区域についてはおおむね人口10万人に1つというのが示されていたところでございます。

こういった考え方に合わせるような形で、板橋も1健福が大体10万人という形でカバーできるような体制をとるところで、現在の体制、5健福でというふうになりなっておりますので、方向性としては、この体制については維持していければと考えておるところでございます。

○田中しゅんすけ

ありがとうございます。

次に、保健福祉センターというこの名称って、先ほど今課長も言っていただいたように、法律的には市町村保健センターでいいということなんですけれども、保健福祉とまで入っていると、この後の質問もしようと思っっているんですけれども、しっかりと福祉分野まで総括してこのセンターで面倒を見ていただけるのかなというふうに区民の方は思うとは思わんですけれども、この名称については、この名称はこのまま、結論から言うと続けていくというふうなお考えなんですか。

○健康推進課長

現状中間報告という段階で、なかなか今の時点で名称をこれでというのが申し上げにくいところはあるんですけれども、やはり長年にわたって健康福祉センターという名称で区民の方から親しまれておまして、そういった中で事業を健康支援、幅広い分野でやってきているところはございますので、そういった区民の方に認識されている部分もございますので、そこもどういった名前にしていくのかという部分については一つの重要な要素になると思いますので、そこも含めて最終的な報告のときには、名称だとかも含めてお示しできればと考えております。

○田中しゅんすけ

区民の方が認識をしているのではなくて、区がそういう発信をしているんだじゃな

いのかなというふうに思うんですよ。なので、特に名称の件もそうですけれども、ぜひ検討の一つにさせていただきたいと思うのは、やはり健康福祉センターというふうな名称であれば、区民の方が初めてそれを活用しようと思ったときに、これは福祉のことも相談ができるんだというふうに考えがちですよ。

実際問題、福祉の関係の相談をしたら、いやそれは福祉事務所ですよ。何それという話ですよ。また福祉事務所にお電話しなければいけないのかというところなので、そもそも今年度は、ワンストップで区民の皆さんのお困り事を解決していくDXの区役所にしていくということが非常に大きなポイントとして、令和5年度でしたっけ、予算のときも区長一押しが何かでやっていらっしやいますよね。

そうすると区民の皆さんが、ここに行けば相談が全て終わるんだというような、そもそもの組織の取組みにさせていただかないと分からないんですよ。これ最後に、障がい者へ一貫した支援を行うことができる体制の整備というふうに言っていたので、この前に、福祉部と福祉部の福祉事務所が1つになるというご報告はいただきましたけれども、その上で、もちろん福祉事務所のご報告の中にも書いていただいていたのですが、最終的にこちらの健康生きがい部関係で書いていただいているのは、さらに表現としては踏み込んだ表現をしていただいているのかなと。

健康生きがい部と福祉部における組織の見直しも視野に入れて体制を整備していくというところなので、これは体制整備してくれるんでしょうねと、一本化するんでしょうねというふうに私は読み取るんですけども、いかがでしょうか。

○健康推進課長

名称に関しては、利用者に与える重要性というのはすごく認識しております。業務内容がしっかり見えるような形で、名前については検討してまいりたいと思います。

組織に関しましても、健康生きがい部と福祉部が連携する、一体化することで、区民の方へのサービス向上につながる体制が、それが組織改正という形を取ることで実現できるのであれば、そういった部分も視野に検討のほうを進める形になると思います。

○田中しゅんすけ

ここをちゃんとしていただかないと、この次、陳情をいただいているんですけども、その陳情を審査するに当たっても窓口を一本化していただきたいとか、それから1つの所管でいろいろな相談ができるようにしていただきたいということをやっばり訴えているので、これからそういう方向性をちゃんとつくっていくことは前提でやっばりいただかないと、そもそもで、また区民の皆さんにお答えができなくなってしまうんですよ。

ですので、方向性をこうやってちゃんと打ち出させていただいて、こうやって書類にも書いていただいているので、ぜひ実現をしていただきたいというふうに思っておりますし、ちょっと最後に、職員定数のことをお聞かせいただきたいんですけども、

健康生きがい部関係の今の職員の現数ってお分かりになりますか。できれば福祉部の職員現数もいただきたいんですけども、もし時間がかかるようであれば後で資料で結構です。

○健康推進課長

すみません。現状で今手元にあるのが健康福祉センターの職員定数のほうが持ち合わせがあるんですが、すみません、資料ございましたので、少しご説明させていただきます。

板橋区の保健衛生という資料からの抜粋になります。令和4年4月1日現在の数になります。健康生きがい部全体として複数の部、あと健福センター、あとおとしより保健センター等ございますが、全体として今465名が職員、今の配置状況と数となっております。令和4年4月1日現在です。

すみません。あわせまして福祉部、少しちょっと連携させてもらいまして、福祉部のほうの数になります。378名、こちらはちょっと基準日が少しごめんなさい、ずれています。今、福祉部……

○田中しゅんすけ

大丈夫です、概算が欲しかったので。

○健康推進課長

概算でこのような状況です。よろしいでしょうか。

○田中しゅんすけ

健康福祉委員会ですから、何か質問に、さっきも中妻委員もすごいいろいろお話を聞いたんですけども、質問が健康生きがい部関係、この報告に関しては健康生きがい部にしかできないんですよとよかって言われてしまうと本当に質問しづらいんですけども、こういうふうにもたいていいるときは、ぜひ協力いただければなというふうに思います。

最後に、これをこのように書いていただいているので、もちろん健康生きがい部と福祉部のもう本当に大きな事業の2つだと思っているんですよ。そうした場合、将来的にさっきしっかりと連携して、まとまって一本化した体制でお願いしますねというふうにお話をさせていただいたんですけども、そうするとやっぱり今度、健康生きがい部と福祉部、今の区の状況の中では部署が分かれていますので、そうするとやっぱりこれを現実的に考えていくと、統合して総括する人が必要になってくると思うんですけども、そのちょっと組織的なことになるので、お答えはもしかしたら難しいのかもしれないんですけども、そこを含めて、今計画を進めていただいているのでしょうか、最後にお聞かせください。

○健康推進課長

各部の連携を強化していくためには、それぞれを総括する部署の体制づくりというのも非常に重要になってくると思います。

現状今こうするという形でお答えする部分、できる部分はないんですけども、今の視点も含めて、組織を担当いたします政策経営部とも検討のほうを重ねてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○健康生きがい部長

根拠法があつての事業ということで区のほうもやっていますので、事業が統合されたので、先ほどのヘッドクォーターではないですけども、最終権限者を誰にするかというところがあるので、どこまで組織改正できるかというのがこれからちょっと検討させていただいて、その業務内容を福祉部とともにうまく調整できるように、これからちょっと連携を深めていきたいというふうに考えております。